

三次市教育委員会議案第 4 8 号

三次市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令案を次のとおり提出する。

平成 2 1 年 3 月 1 8 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令（案）

三次市教育委員会文書取扱規程（平成 1 9 年三次市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

調整係	教調
教育企画課	教企
学校教育課	教学
社会教育課	教社

」を

「

教育企画課	教企
学校教育課	教学
社会教育課	教社

」に改める。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。